

規則第 3 号

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡 原文 彰

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム管理規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合特別養護老人ホーム管理規則（平成 22 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
（組織及び職員） 第 2 条 （略） 2 ・ 3 （略） <u>4 登録ヘルパー派遣事業所に次の係及び職員を置く。</u> <table><tr><td><u>係</u></td><td><u>職員</u></td></tr><tr><td><u>登録ヘルパー派遣事業</u></td><td><u>事務職員</u></td></tr><tr><td><u>所係</u></td><td><u>サービス提供責任者</u></td></tr><tr><td></td><td><u>訪問介護員</u></td></tr></table> <u>5</u> （略）	<u>係</u>	<u>職員</u>	<u>登録ヘルパー派遣事業</u>	<u>事務職員</u>	<u>所係</u>	<u>サービス提供責任者</u>		<u>訪問介護員</u>	（組織及び職員） 第 2 条 （略） 2 ・ 3 （略） _____ _____ _____ _____ <u>4</u> （略）
<u>係</u>	<u>職員</u>								
<u>登録ヘルパー派遣事業</u>	<u>事務職員</u>								
<u>所係</u>	<u>サービス提供責任者</u>								
	<u>訪問介護員</u>								

2 (略)

2 (略)

3 登録ヘルパー派遣事業における通常の事業の実施地域は、宇和島市とする。

(食費及びその他の費用の額)

第6条 (略)

2 (略)

3 登録ヘルパー派遣事業所における、条例第7条第4項の組合長が規則で定める額は、次のとおりとする。

(1) 通常の事業の実施地域外の利用者の居宅において行う訪問介護に要する交通費の額は、通常の事業の実施地域を超えてから利用者の居宅までの間の交通費の実費。ただし、自動車を使用した場合の交通費の額は、次のとおりとする。

ア 通常の事業の実施地域を超えてから利用者の居宅までの距離が片道5km未満 無料

イ 通常の事業の実施地域を超えてから利用者の居宅までの距離が片道5km以上 5km以上の部分につき1km当たり100円

(記録の整備等)

第8条 (略)

2 (略)

3 登録ヘルパー派遣事業所に、次の諸記録その他重要な帳簿を整備しなければならない。

(1) 管理に関する記録

ア ヘルパー日誌

イ 職員の勤務状況等に関する帳簿

ウ その他施設運営に関して重要な記録

(2) 入所者等に関する記録

ア 利用者名簿

イ 利用者台帳

ウ 訪問介護計画又は第1号訪問事業計画、その実施状況及び

(食費及びその他の費用の額)

第6条 (略)

2 (略)

(記録の整備等)

第8条 (略)

2 (略)

目標の達成状況，その他サービス提供に関する諸記録

(3) 会計経理に関する記録

ア 介護給付費及び利用料等の請求並びに受領に関する重要な
関係書類

イ 備品台帳

ウ その他会計経理に関して重要な記録

4 前3項に規定する帳簿において、本体施設と併設施設との区分
ができないもの、又は本体施設と一体で整備することが合理的で
あると認めるものについては、本体施設で整備することができる。

別表第2（第6条関係）

食費の負担限度額

所得の 区分	概要	食費の負担限度額（日額）	
		特養	短期
1—①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の者等	(略)	(略)
1—②	(略)	(略)	(略)
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の者等	(略)	(略)
3	(略)	(略)	(略)
4	(略)	(略)	(略)

※ 所得の区分1は、食費の負担限度額告示の表に規定する区分
（以下「食費告示区分」という。）一、二、三の区分、所得の
区分2は、食費告示区分四、五の区分、所得の区分3は、食費
告示区分六、七、八の区分とする。

別表第3（第6条関係）

食費の特定負担限度額

3 前2項に規定する帳簿において、本体施設と併設施設との区分
ができないもの、又は本体施設と一体で整備することが合理的で
あると認めるものについては、本体施設で整備することができる。

別表第2（第6条関係）

食費の負担限度額

所得の 区分	概要	食費の負担限度額（日額）	
		特養	短期
1—①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、合計所得金額＋年金収入額が80.9万円超120万円以下の者等	(略)	(略)
1—②	(略)	(略)	(略)
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、合計所得金額＋年金収入額が80.9万円以下の者等	(略)	(略)
3	(略)	(略)	(略)
4	(略)	(略)	(略)

※ 所得の区分1は、食費の負担限度額告示の表に規定する区分
（以下「食費告示区分」という。）一、二、三の区分、所得の区
分2は、食費告示区分四、五の区分、所得の区分3は、食費告
示区分六、七、八の区分とする。

別表第3（第6条関係）

食費の特定負担限度額

所得の 区分	概要	食費の特定負担限度額（日額）	所得の 区分	概要	食費の特定負担限度額（日額）
1―①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、合計所得金額＋年金収入額が <u>80</u> 万円超120万円以下の者等	（略）	1―①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、合計所得金額＋年金収入額が <u>80.9</u> 万円超120万円以下の者等	650円
1―②	（略）	（略）	1―②	（略）	1,360円
2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、合計所得金額＋年金収入額が <u>80</u> 万円以下の者等	（略）	2	本人及び世帯全員が市町村民税非課税であつて、合計所得金額＋年金収入額が <u>80.9</u> 万円以下の者等	390円
3	（略）	（略）	3	（略）	（略）
4	（略）	（略）	4	（略）	（略）
※ 所得の区分1は、食費の特定負担限度額告示の表に規定する区分（以下「食費特定告示区分」という。）一、二、三の区分、所得の区分2は、食費特定告示区分四、五の区分、所得の区分3は、食費特定告示区分六、七、八の区分とする。			※ 所得の区分1は、食費の特定負担限度額告示の表に規定する区分（以下「食費特定告示区分」という。）一、二、三の区分、所得の区分2は、食費特定告示区分四、五の区分、所得の区分3は、食費特定告示区分六、七、八の区分とする。		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。